

用語集

用語集

あ

【安定ヨウ素剤】

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被曝を引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

【安否情報】

避難住民及び武力攻撃災害等により負傷し、又は死亡した住民（鴻巣市の住民以外の者で当市に在るもの及び死亡したものを含む。）の安否に関する情報（行方不明者の情報は含まれない。）

【NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）】

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

【NBC災害】

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

【Em-net（緊急情報ネットワークシステム）】

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。

【応援物資】

市内外の個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供又は提供の申入れがあった物資のこと。

【応急措置】

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

【応急復旧】

一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

か

【化学兵器】

化学兵器とは、人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない。）により人間を致死させる兵器の総称で毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒素剤系に大別できる。

（神経剤系） サリン、タブリン、ソマン、VX等

呼吸器又は皮膚浸透によって体内に取り込まれると神経伝達に支障をきたし死亡に至る。

（びらん系） マスタード・ガス、ルイサイト等

目・皮膚・呼吸器に作用し細胞組織表面に傷害を与えびらんさせる。致死傷は低い火傷の様な傷害は治療に時間が掛かり、また被害者・被害者以外の心理的ダメージが大きい。

（血液剤系） シアン（青酸）等

呼吸することによって体内に取り込まれると血液中の酸素供給を阻害し致死する。

作用が極めて早い皮膚浸透しないので防護マスクで防げる。

（窒息剤系） ホスゲン・ガス等

主に呼吸器系に作用し肺の鼓膜からの分泌液で肺が満たされると窒息死に至る。

【核兵器】

核兵器とは、核分裂に熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例 核弾頭、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等

【核燃料物質】

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

【関係機関】

本計画に規定する事業・業務に関係する全ての機関をいう。

【危険物質等】

引火若しくは爆発又は空気中の飛散若しくは周辺地域への流失により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずる恐れがある物質（生物を含む。）で、政令で定めるもの

【基本指針】

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じた手段を用いて多数の人を殺傷する行為が生じた事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

【緊急対処事態対処方針】

緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。閣議決定があった日から20日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。

【緊急対処措置】

緊急対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する次に掲げる措置

- (1) 緊急対処事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置。
- (2) 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体、財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置。

【緊急対処保護措置】

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、上記「緊急対処措置」の「(2)」のことである。

【緊急物資】

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材

【義援金等】

個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品のこと。

【ゲリラ】

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員をいう。

【高規格救急車】

救急救命士が行う救命処置に必要な資機材を積載している救急車のこと。活動しやすい車内空間が確保され、重篤な患者（心肺停止等）に医療行為を行う器材が搭載されており、通常の救急車よりも高度な救急医療を施すことができる。

【航空攻撃】

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

【国際人道法】

一般的に「ジュネーヴ諸条約」等を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。→ **【ジュネーヴ諸条約】**

【国民保護協議会】

国民保護法第37条（都道府県国民保護協議会）及び同第39条（市町村国民保護協議会）の規定に基づき、都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会

【国民保護協議会委員】

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、副市長、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされている。

【国民保護業務計画】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したと

きは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

【国民保護計画】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問することになっている。また、県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

【国民保護措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

【国民保護法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

さ

【災害対策基本法】

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（昭和36年11月15日法律第223号）

【J-A L E R T（全国瞬時警報システム）】

地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

【シェルター】

避難壕。防空壕のこと。「核シェルター」のことを指す場合が多く、核兵器の被害（熱線、爆風、放射能汚染）から身を守るために隠れるための施設のことをいう。

【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力しあって「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

【事態対処法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。（平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称）

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。

【指定行政機関】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

【指定地方行政機関】

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所並びに地方防衛局が指定されている。

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

【収容施設】

避難所、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、市長が提供する施設。

【ジュネーヴ諸条約】

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
《第一条約及び第二条約の主な内容》
戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。
- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
《第三条約の主な内容》
捕虜は人道的に取扱わなければならない。
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）
《第四条約及び追加議定書の主な内容》
非戦闘員である文民は保護されなければならない。

【生活関連等施設】

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

【生物兵器】

生物兵器とは、細菌・ウイルス・菌又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称である。化学兵器と合わせて貧者の核兵器と言われる。

例 天然痘ウイルス、炭素菌、ボツリヌス菌毒素等

【赤十字標章】

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、赤十字標章等と身分証明書を定めている。

た

【対策本部長】

武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

【対処措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

- (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。
- (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするため、武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

【ダーティボム】

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

【弾道ミサイル攻撃】

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛行し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

【着上陸侵攻】

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

【テロ】

テロリズム（英 terrorism）の略

一定の政治目的のために、暗殺や暴行、粛清などの直接的な恐怖手段に訴える主義。暴力主義。また、その行為。

現代では多くの場合、国家・政府ではなく過激派・反体制による暴力主義・暴力行為について用いられるが、国家・政府が反体制側に暴力的弾圧を加える場合にもまれに用いる。

国家間の戦闘員による紛争（戦争）で、戦闘員でない民間人が攻撃する場合は「テロ／犯罪」となる。

テロリズム（テロ、テロル＝Terror、Terrorism）とは、心理的恐怖心を引き起こすことにより、政治的主張や理想を達成する目的で行われる暴力行為のこと。またはその手段を指す。

個人で行う個人的テロリズムと、政治集団や国家による集団的テロリズムに分けられる。

国家や政治権力を持つ集団的テロリズムは恐怖政治につながる。スターリン主義体制における大量テロルが恐怖政治の例である。

一般的には国家権力に対する過激派の暴力手段をさすことが多い。衆人環境で爆発物を爆発させるなどの無差別殺戮、要人暗殺などである。

【特殊標章】

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいう。

【特殊部隊】

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

【トリアージ】

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、負傷者を重症度、緊急性などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は

【避難経路】

住民が避難する経路のこと。避難路（道路）や鉄道路線等から編成される。

【避難住民等】

避難住民及び被災者のこと。

【避難先地域】

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

【避難施設】

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

【武力攻撃】

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

【武力攻撃災害】

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

【武力攻撃事態等】

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。

国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切ではないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測

され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

【文民保護標章】

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

文民保護標章とは、この国際的な特殊標章のことであり、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。

や

【有事関連七法】

事態対処法は、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項について定めている。この規定を受け平成16年6月14日に成立した法律を、一般的に有事関連七法という。有事関連七法は、以下のとおりである。

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

【要配慮者】

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者

例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

【要避難地域】

住民の避難が必要な地域のこと。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

ら

【ライフライン】

水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設